

三重県北部地域（または自宅のある市町村）において
暴風警報・特別警報(※)発令時と「東海地震注意情報」
「東海地震予知情報」発表時の授業措置について

(※特別警報…大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報)

1. 暴風警報または特別警報(※)が発令中、生徒は自宅待機。
2. 暴風警報・特別警報(※)の解除による授業・定期考査の実施
 - (1) 午前7時までに解除された場合
 - ・平常通り授業（考査）を実施
 - (2) 午前7時から午前11時までに解除された場合
(定期考査・午前授業のときは、午前7時から午前9時までに解除された場合)
 - ・解除のあと2時間後をめぐりに授業（考査）を実施
 - (3) 午前11時を超過しても解除されない場合
(定期考査・午前授業のときは、午前9時を超過しても解除されない場合)
 - ・休校
3. 「東海地震注意情報」「東海地震予知情報」発表の場合も上記と同様に対応する。

★ 生徒手帳 P. 30～P. 31 参照のこと